

問い合わせ先

道路占用

武蔵野市

都市整備部道路課道路管理係

₹180**-**8777 武蔵野市緑町2-2-28 ☎ 0422-60-1857

武蔵野市

環境部環境政策課保全係

₹180**-**8777 武蔵野市緑町2-2-28 ☎ 0422-60-1842

道路使用許可

武蔵野警察署

₹180-0006

(市境の道路についてはお確かめください)

武蔵野市中町2-1-2 ☎ 0422-55-0110

東京都北多摩南部建設事務所

〒183-0006 府中市緑町1-27-1 ☎ 042-330-1806

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 都市整備部道路課 道路管理係 電話(0422)60-1857 ホームページ http://www.city.musashino.lg.jp/ 平成27年4月

武蔵野市

許可申請の手続き

●事務の流れ

1. 申請書の提出

道路占用許可申請書に必要事項を記入し、書類及び図面(下記参照)を添付して、道路課道路管理係にお 持ちください。

<添付書類>

案内図、平面図、占用物件の形状・寸法等に関する仕様書及び図面、道路との位置関係が分かる図面、

※必要となる書類については、あらかじめお問い合わせください。

2. 占用の許可

道路占用許可は次の要件を満たす必要があります。なお、許可書の発行まで2週間程度の目数がかかり ますので、早めの申請をお願いします。道路占用許可書は大切に保管してください。

- ①看板や日よけなど、道路法第32条第1項に該当するものであること。
- ②道路の敷地外に余裕がないためにやむを得ないものであること。
- ③道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準(裏面参照)を満たしていること。

3. 道路占用料の納付

有料の場合には納付書をお渡ししますので、市役所、市政センター、指定金融機関又は郵便局で占用料 をお支払いください。なお、納期限を過ぎますと延滞金が加算されますのでご注意ください。

許可内容の変更の手続き

増減(形状の変更)や移転時 占用物件の増減や形状寸法の変更、移転等をされる場合は、道路課道 路管理係で「道路占用許可申請書(変更)」の手続きをしてください。

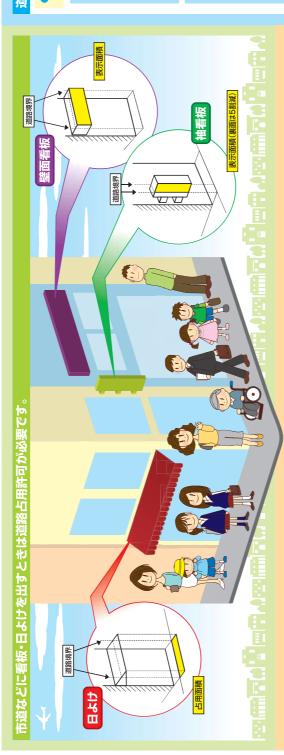
撤去や住所変更等

占用物件の撤去(自費撤去となります)や申請者の住所・名称等の 変更、権利譲渡等をされる場合は、別途届出が必要になりますので、 道路課道路管理係へお問い合わせのうえ、所定の手続きをしてくだ さい。

占用期間満了前に、道路課道路管理係から更新手続きの書類を郵送しますので、必要事項を記入し て提出してください。



武蔵野市



市道などを占用するには占用料が必要

看板・日よけの占用料は、道路法第39条に基づく「武蔵野市道路占用料等徴収条例」により、次のとおり定められています。

(平成27年4月1日施行)

袖 看 板 (両面の場合)

自家用看板 18,000円 表示面積 1 ㎡につき 1 年

道路の占用料…

投 光 器 5,990円 占用面積 1 ㎡につき 1 年

日よけ 2,810円 占用面積 1 ㎡につき 1 年

※占用料は、毎年4月に1年分を全納することになります。 ※年度途中の申請の場合、占用料は月割りで計算されます。 ※年度途中に撤去等があっても占用料はお返しできません。 2,810円×占用面積㎡=1年間の占用料 日よけ扱光器

18,000円×表示面積m=1年間の占用料

,000円×表示面積㎡=1年	自家用看板	表示面積が2㎡以下・・・全額免除
(表示面積=1面の表示面積×1.5)※裏面は5割減	日よけ	占用面積が2㎡以下・・・全額免除
18,000円×表示面積㎡=1年間の占用料	÷	表示面積が2㎡以下の自家用看板又は、占用面積が
2,810円×占用面積㎡=1年間の占用料	按记载	2㎡以下の日よけに付随するもの・・・全額免除

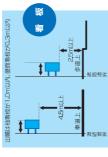
壁 面 看 板 18,000円×表示面積㎡=1年間の占用料

5,990円×占用面積㎡=1年間の占用料

道路占用料金減額・免除申請書を道路占用許可申請書に添えて申請してください。 免除の申請方法について・

道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準(抜粋)

歩行者が安心して通行できるように、道路や上空に突き出し看板や日よけ等を設置する場合、以下のような「基準」が設けられています。



①歩道上においては、路面から2.5m以上の高さが必要です。 ②歩道のない道路においては、車との衝突を防止するため、 (1)高さ(路面から看板の下端までの高さ) 路面から4.5m以上の高さが必要です。

②壁面看板は、道路境界からO.3m以内でなくてはなりません。 ①袖看板は、道路境界から1.0m以内でなくてはなりません。 (5) 出幅

日まけ 10ml以内

(コ)那な

①歩道上においては、路面から2.5m以上の高さが必要です。 ②車道上においては、路面から4.5m以上の高さが必要です。 ①歩道上においては、道路境界から1.0m以内でなくてはな (2)出疆

りません

- ○単さにおいては、
 ●道路の橋が8m以上:道路爆界から1.0m以内でなくては 直路の橋が8m未満:道路爆界から0.5m以内でなくては ではかません。
 びかません。

(1)耐な

↑技光器

①歩道上においては、路面から3.5m以上の高さが必要です。 ②車道上においては、路面から4.5m以上の高さが必要です。 (2)出

他に、工事用施設(足場)などがあります。 1.0m以内でなくてはなりません。

光源間 1 5m 以上